

県税事務所等設置条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成二十六年八月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第二十四号

県税事務所等設置条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

県税事務所等設置条例等の一部を改正する条例（平成二十六年七月奈良県条例第六号。以下「条例」という。）第一条及び第二条の規定の施行期日は平成二十七年一月五日とし、条例第三条の規定の施行期日は同年二月十六日とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。